

中小企業経営力強化支援法による経営革新等支援制度と 金融機関ならびに認定支援機関の役割

(〇〇〇〇セミナー / 主催：〇〇〇〇)

講演の要旨

金融円滑化法が期限切れで終了した今、中小企業の再生支援は中小企業経営力強化支援法に委ねられることになった。金融円滑化法の功罪を明らかにした後、中小企業経営力強化支援法が施行されるに至った背景を明らかにするとともに、各種の支援制度を概観する。さらに、中小企業の事業再生を支援するために、金融機関ならびに支援機関の果たすべき役割と留意すべき点を明らかにする。

講演の概要

- 1、金融円滑化法の功罪
 - ・ リスクによる債務者の再生状況
 - ・ 債権者の準備状況(償却に向けて)
 - ・ 保証協会への悪影響
- 2、中小企業経営力強化支援法の背景
 - ・ 中小企業経営力強化支援法の概要
 - ・ 法律制定の背景
 - ・ 法律の目的
- 3、経営革新等支援制度
 - ・ 支援制度の概要
 - ・ 経営革新等支援機関の認定
- 4、認定支援機関の実情
 - ・ 支援機関の認定状況
 - ・ 認定の実態
- 5、認定支援機関の役割
 - ・ 期待される役割
 - ・ 支援機関の立場
 - ・ 支援機関の力量
 - ・ 支援の可能性
 - ・ 支援の限界
- 6、金融機関の役割
 - ・ コンサルティング機能
 - ・ 不良債権と正常債権の事業計画の違い
 - ・ リアルオプション
 - ・ 債務者のインセンティブの確保
 - ・ 支援機関を利用したリレーションシップバンキング

資料 ・ 専用レジュメ

参考書 ・ 『リスク(返済猶予)に頼らない事業再生のすすめ』(ファーストプレス刊)

講師：高 橋 隆 明 **URL**：http://www.chiyoda-cmt.com

略歴：㈱千代田キャピタルマネージメント代表取締役。不動産鑑定士・税理士。博士(経済学)・博士(経営学)。1955年東京生まれ。78年早稲田大学法学部卒業、大手自動車製造会社に本社採用で入社。生産管理を担当の後、損害保険会社に転籍。国際業務部門で活躍し、社命によりドイツに留学。帰国後、再度の社命によりイギリス、フランス、スペイン、イタリア等ヨーロッパ各国にも留学。その後、融資部に転じ審査課長、業務課長として融資実行審査、不良債権回収の責任者の職を歴任。同社を退職後、事業再生コンサルタントとして活躍。

回収責任者としての経験を活用して金融機関対策を行うとともに、別会社への事業継承などによる事業再生を成功させている。再生に関わったいくつもの別会社の社長業務も引き受けている。英語、ドイツ語の能力を活かし外資系企業との直接取引も積極的に行っており、多角的見地から再生コンサルティングを実践している。大学院(博士前期課程)で学位(不動産学)を取得し、大学の経済学部の非常勤講師を経て05年からは客員教授として実務経験を活かした指導を行っている。不動産鑑定士・税理士として税務・不動産鑑定業務もやっている。「担保評価一覧表」は実用新案登録済(第3098583号)。事業再生に関する経済学の分野における研究に対し、東洋大学から博士(経済学)の学位を授与された。さらに経営学の分野における別の研究に対し、作新学院大学から博士(経営学)の学位を授与された。

出版物：事業再生を中心に次のような多数の書籍を公表している。この他にも多くの学術論文・学会発表を行っている。

『リスク(返済猶予)に頼らない事業再生のすすめ』(平成25年5月)

『事業再生に伴い、残った借入金と会社の処理の仕方』(平成25年1月)

『どうしたら銀行に債権放棄をしてもらえるか』(平成24年4月)

『改訂版、法的整理に頼らない事業再生のすすめ』(平成23年9月)

『不良債権をめぐる債権者と債務者の対立と強調』(平成23年6月)

『本物の事業再生はこれだ』(平成22年3月)

… その他著書・論文多数